

様式2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称	マンション建替事業におけるマンション建替組合に対する処分の取消し等	
根拠条例・規則等名	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	
条 項	第98条第3項	
所 管 部 課	建設局 建築部 住宅政策課（電話：048-829-1518）	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	・処分基準は、法第98条第3項の定めによる。
	設定等年月日	平成26年12月24日設定 平成26年12月24日最終改正
	備 考	